

第3節 基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の

確保のための目標(成果目標)について

第7期計画では、第6期計画の検証や国の基本指針を踏まえ、各成果目標の目標値を次のとおり設定します。

第1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標(国の目標値)】

(1) 地域生活移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度までに地域生活へ移行。

(国目標値6.0% + 第6期計画の未達成割合0.0% = 6.0%)

(2) 入所者削減数

令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を令和8年度までに削減。

(国目標値5.0% + 第6期計画の未達成割合4.9% = 9.9%)

1 第7期計画の目標値

(1) 地域生活移行者数

障がい者支援施設を対象に実施したアンケート調査等に基づき、施設として地域生活移行を見込んでいる人数と、グループホーム等の住まいの場や必要な支援があれば地域生活が可能と思われる人数を見込み、目標値を4人とします。

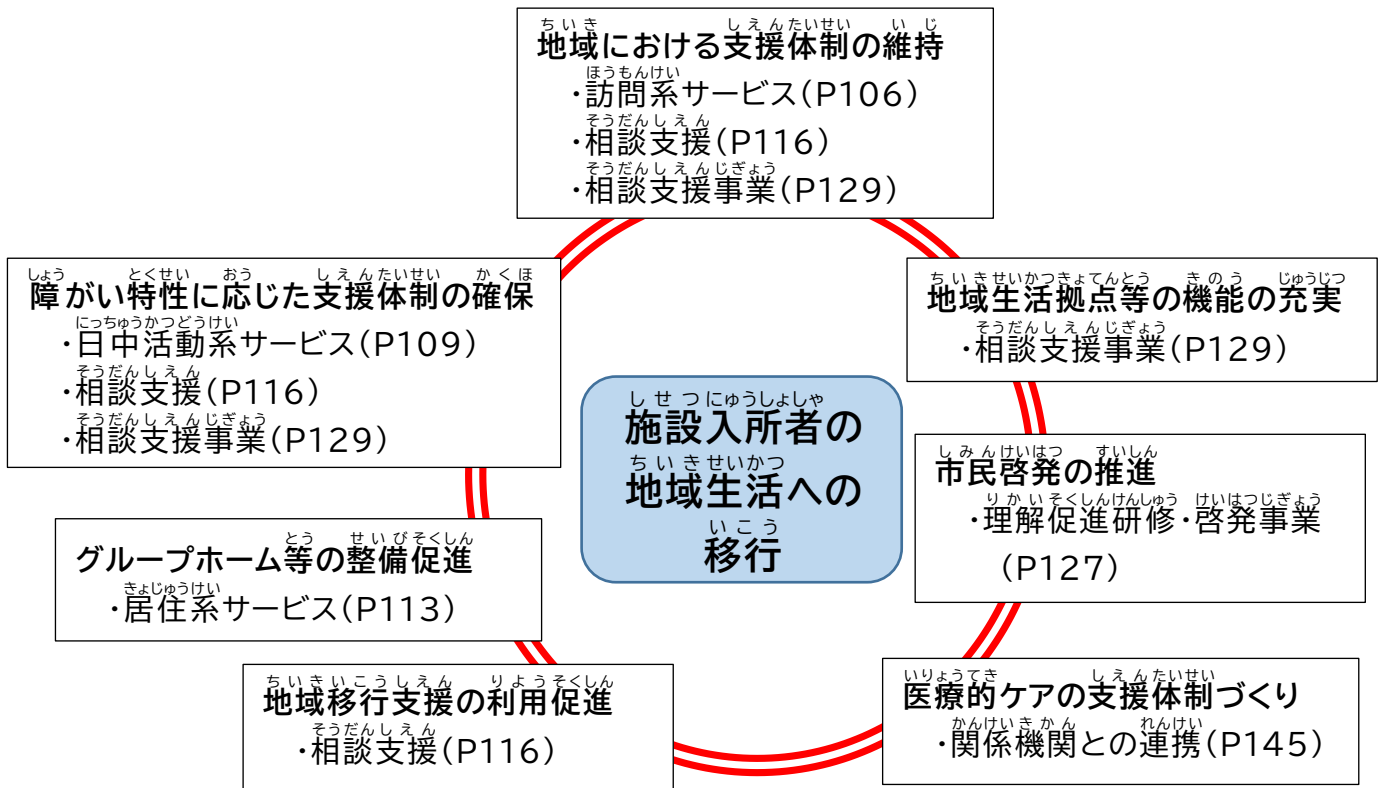
	国目標値	市目標値		備考
		令和8年度末	令和11年度末	
福祉施設入所者数 (a)		128人		基準日: 令和4年度末
(1) 地域生活移行者数 (b) (b/a)	8人 (6.0%)	2人 (1.6%)	4人 (3.2%)	グループホーム 2人 アパート 2人

(2) 入所者削減数

在宅生活を送る障がいのある人の介護をしている家族の高齢化や、障がいのある人の高齢化・障がい程度の重度化により、在宅生活が困難となり施設入所を希望する人が多い地域の実情を踏まえ、目標値を2人とします。

	国目標値	市目標値		備考
		令和8年度末	令和11年度末	
福祉施設入所者数 (a)		128人		基準日: 令和4年度末
(2)入所者削減数 (c) (c/a)	13人 (9.9%)	1人 (0.8%)	2人 (1.6%)	
目標年次入所者数	115人	127人	126人	

2 関連する障がい福祉サービス等



第2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標(国の目標値)】※都道府県計画において設定

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院3か月後、6か月後、1年後)

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している精神障がい者の数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後の各種サービスの利用者数の見込みを設定する。

1 第7期計画の目標値

- (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
地域自立支援協議会相談部会及び関係分野からの参加者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行う場を開催します。この協議の場の開催見込数を目標として設定します。

国目標値	市目標値		備考
	令和6～8年度	令和9～11年度	
協議の場の1年間の開催回数	2回	2回	

※毎年の目標値

(2)保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数
 関係者の種別ごとの参加見込数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値		しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
関係者の種別		れいわ 令和6～8年度	れいわ 令和9～11年度	
かんけいしゃ 関係者の 種別ごとの 参加者数	保健関係	1人	1人	しよぞくごと 所属毎に各年 度1人の参加 を見込む
	医療関係	4人	4人	
	福祉関係	21人	21人	
	介護関係	1人	1人	
	当事者及び家族等	1人	1人	

※毎年の目標値

(3)保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標設定及び
 評価の実施見込回数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	れいわ 令和9～11年度	
目標設定の実施回数	1回	1回	
評価の実施回数	1回	1回	

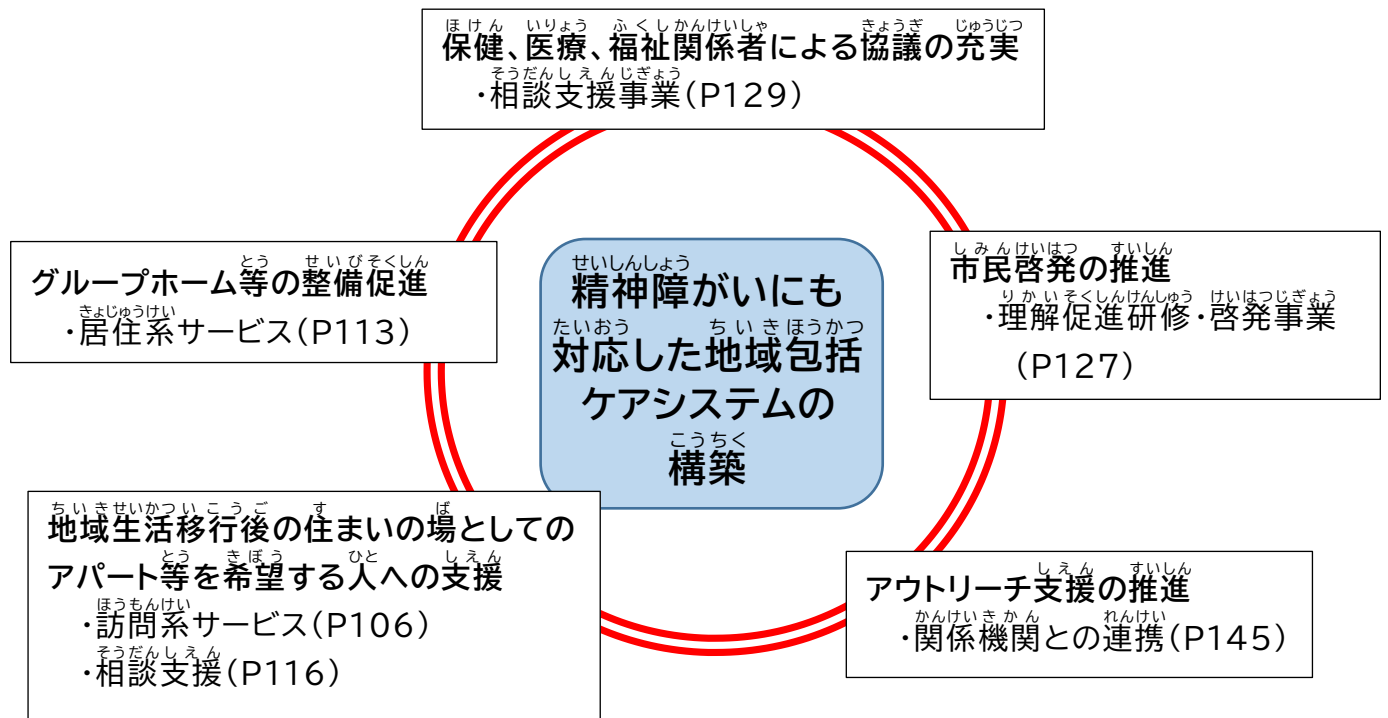
※毎年の目標値

(4)精神障がい者の障がい福祉サービス利用の見込み数
 精神障がいのある人の障がい福祉サービスの利用実績から推計し、サービスの種別
 ごとの利用者の見込数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値		しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
サービスの種別		れいわ 令和8年度末	れいわ 令和11年度末	
サービスの 種別ごとの 利用者数	地域移行支援	3人	3人	
	地域定着支援	3人	6人	
	共同生活援助	125人	128人	
	自立生活援助	6人	12人	
	自立訓練(生活訓練)	3人	3人	

※年度末時点の目標値

2 関連する障がい福祉サービス等



第3 地域生活支援の充実

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 地域生活支援拠点等を整備する。
- (2) コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- (3) 年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- (4) 強度行動障がい等を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

1 第7期計画の目標値

(1) 地域生活支援拠点等の整備

	国目標値	本市の現状	市目標値		備考
			令和8年度	令和11年度	
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備済	継続	継続	面的整備による

(2) コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築

	国目標値	本市の現状	市目標値		備考
			令和8年度	令和11年度	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築	構築	構築済	継続	継続	相談支援事業所の連携によるコーディネーター体制整備
緊急時連絡体制の構築	構築	構築済	継続	継続	

(3) 運用状況の検討・検証

	くにもくひょうち 国目標値	ほんし げんじょう 本市の現状	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度	
うんようじょうきょう 運用状況の けんとう けんしやう 検討・検証	ねん かい 年1回 いじやうじっし 以上実施	ねん かい 年1回 じっしすみ 実施済	けいぞく 継続	けいぞく 継続	ちいきじりつし 地域自立支 えんきやう ぎ かい 援協議会 じっし にて実施

(4) 強度行動障がい児の支援ニーズの把握と支援体制整備

	くにもくひょうち 国目標値	ほんし げんじょう 本市の現状	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度	
しえん 支援ニーズの はあく 把握	じっし 実施	み じっし 未実施	じっし 実施	けいぞく 継続	けんいきれんらくかい 圏域連絡会 との連携に より実施を けんとう 検討
しえんたいせい 支援体制の せいび 整備	せいび 整備	み せいび 未整備	せいび 整備	けいぞく 継続	けんいきれんらくかい 圏域連絡会 との連携に よる整備の けんとう 検討

あいづわかまつしちいきせいかつしえんきよてんとう めんてきせいび
【会津若松市地域生活支援拠点等の面的整備のイメージ】 (おもな機能)

① 相談支援体制の充実

- ・計画相談支援、地域相談支援
- ・基幹障がい者相談支援センター
- ・地域障がい者相談窓口
- ・コーディネート機能
- ・24時間相談支援体制



② 緊急時対応機能の拡充

- ・短期入所
- ・緊急時受入機能
- ・計画相談支援・地域定着支援
- ・24時間相談支援体制



③ 体験の機会・場の提供

- ・共同生活援助(体験利用)
- ・地域生活体験機能
- ・居住サポート



ほんにん かぞく
本人・家族

④ 専門的人材の確保・養成

- ・基幹障がい者相談支援センターによる研修会、講座の開催

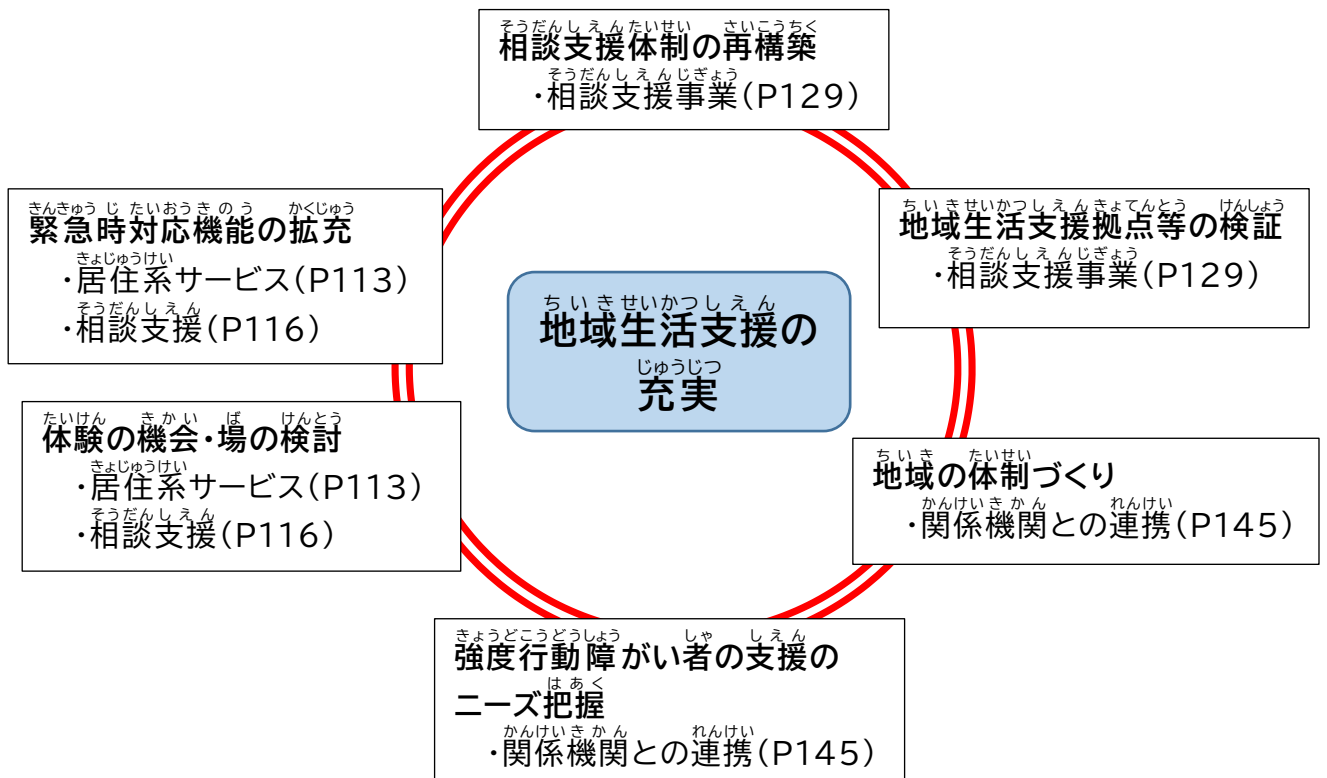


⑤ 地域の体制づくり

- ・地域自立支援協議会
- ・基幹障がい者相談支援センター
- ・コーディネート機能



2 関連する障がい福祉サービス等



第4 福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 令和8年度中に一般就労に移行する人の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- (2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上とする。
- (3) 就労定着支援事業の令和8年度末の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- (4) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

1 第7期計画の目標値

(1) 福祉施設から一般就労への移行

	国目標値 (令和8年度)	市目標値		備考
		令和8年度	令和11年度	
一般就労移行者数	11人	11人	16人	令和3年度 実績 8人
就労移行支援事業 移行者数	4人	4人	6人	令和3年度 実績 3人
就労継続支援A型事業 移行者数	3人	3人	4人	令和3年度 実績 2人
就労継続支援B型事業 移行者数	4人	4人	6人	令和3年度 実績 3人

(2) 一般就労への移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合

	国目標値	市目標値		備考
	(令和8年度)	令和8年度	令和11年度	
就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所の5割以上	10割	10割	1事業所のみ

(3) 就労定着支援事業の利用者数

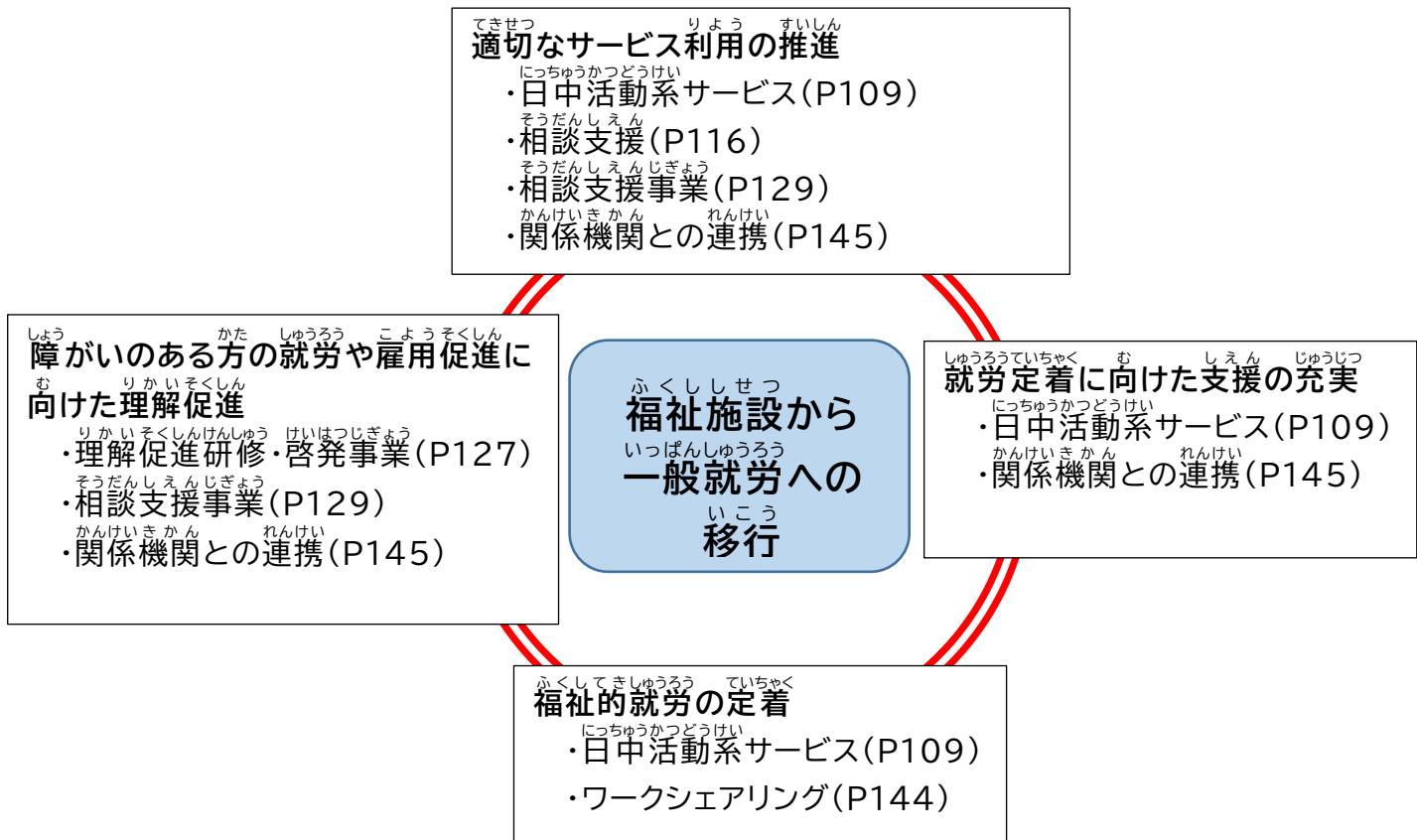
	国目標値	市目標値		備考
	(令和8年度)	令和8年度	令和11年度	
就労定着支援事業の利用者数	5人	5人	8人	令和3年度実績 3人

(4) 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率※が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

	国目標値	市目標値		備考
	(令和8年度)	令和8年度	令和11年度	
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所全体の2割5分以上	10割	10割	2事業所のみ

※一定期間の就労定着率…就労定着支援事業の利用終了後から、42月以上78月未満の期間(過去6年間の就職者が対象)

2 関連する障がい福祉サービス等



第5 障がい児支援の提供体制の整備等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
 - 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所の確保
 - 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
 - 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

1 第3期計画の目標値

第3期障がい児福祉計画では、第2期計画の検証、国の基本指針を踏まえ、障がいのある子どもの支援体制の構築に向けた目標値を次のとおり設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

現在本市には、児童発達支援センターが2箇所設置されており、現時点における各障がい児通所支援事業所との協議状況やアンケートの結果を踏まえ、第3期計画期間中における児童発達支援センターの設置箇所数の目標値を次のとおり設定します。

なお、児童発達支援センターについては、障がいのある子どもとその家族のニーズや事業所運営法人の意向等の状況を踏まえて、目標値以上の拡充を検討します。

また、教育・保育施設や学校等における障がいのある子どもの受け入れや支援のより一層の連携・協力が図られるよう、既存の会議体を活用し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。

○児童発達支援センターの設置箇所数

	くにむくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
せつちかしよすう 設置箇所数	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 2箇所	かしよ 2箇所	かしよ 3箇所

○障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制

	くにむくひょうち 国目標値	ほんし 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
すいしんたいせい 推進体制の 構築	こうちく 構築	みこうちく 未構築	こうちく 構築	こうちく 構築

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ4箇所設置されています。

しかしながら、重症心身障がい児や医療的ケア児の利用ニーズが充足されている状況にはないことから、現時点における各障がい児通所支援事業所との協議状況やアンケートの結果を踏まえ、第3期計画期間中における目標値を次のとおり設定します。

○重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

	くにむくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
じどうはつたつ 児童発達 しえんじぎょうしよ 支援事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 6箇所
ほうかごとう 放課後等デ イサービス じぎょうしよ 事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 6箇所

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、現在、地域自立支援協議会の療育部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けており、第3期計画期間中においても同様に、療育部会において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と協議を行いながら、医療的ケア児の地域生活の支援等の充実を図ります。

また、医療的ケア児が必要な支援を受けながら地域生活を送るため、関係機関の調整を行う医療的ケア児等に関するコーディネーターを第3期計画期間中に配置します。

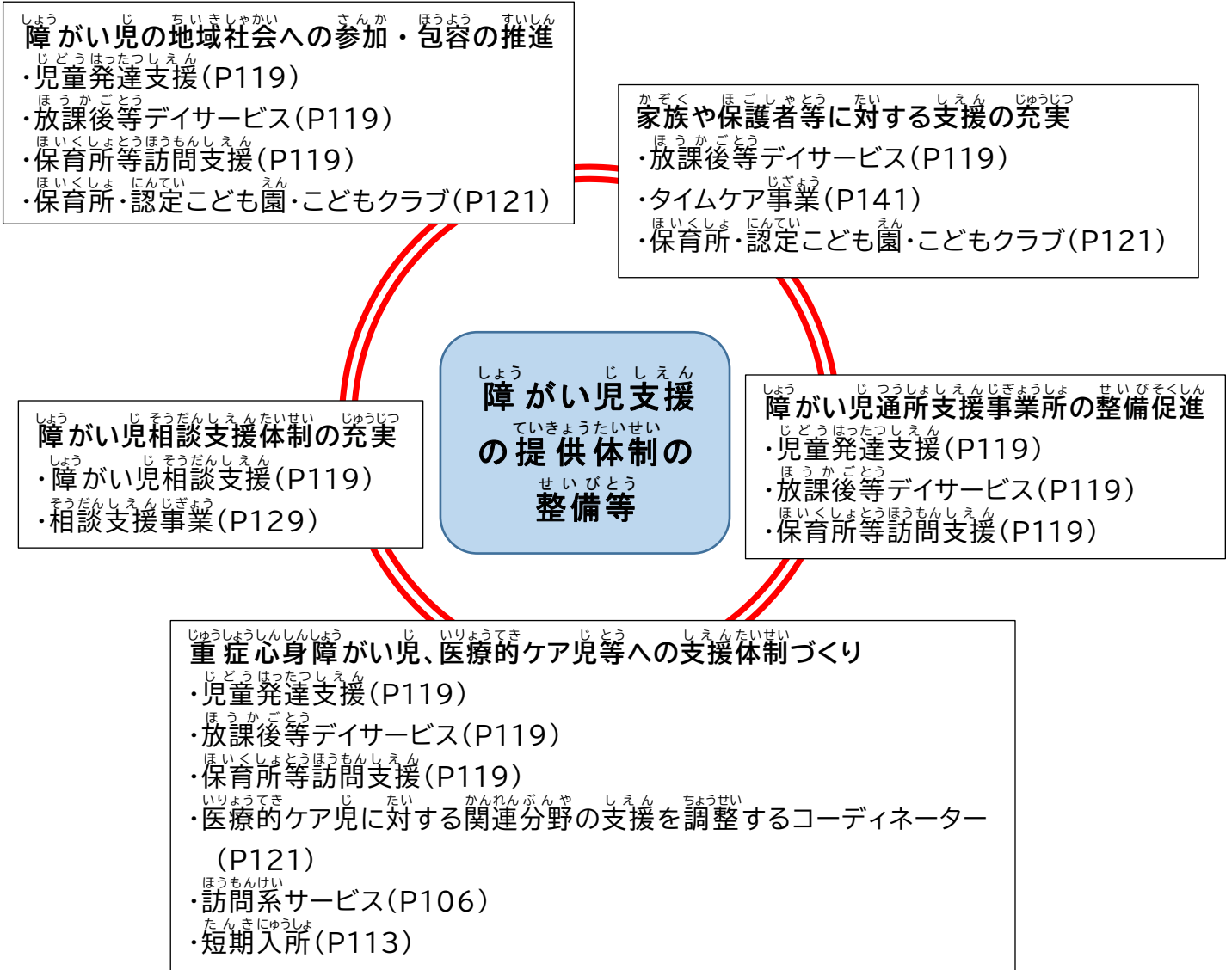
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	くにこくひょうち 国目標値	ほんし じょうきょう 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度
かんけいきかん 関係機関の きょうぎ ば 協議の場の せっち 設置	せっち 設置	せっちずみ 設置済	けいぞく 継続	けいぞく 継続

○医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

	くにこくひょうち 国目標値	ほんし じょうきょう 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度
コーディネ ーターの はいち 配置	はいち 配置	みはいち 未配置	はいち 配置	はいち 配置

2 関連する障がい福祉サービス等



第6 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 各市町村において、基幹相談支援センターを設置有無の見込みを設定する。
- (2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組等の見込みを設定する。
 - ・地域の相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
 - ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- (3) 地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むため、以下の取組等の見込みを設定する。
 - ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
 - ・事例検討会への参加事業者・機関数
 - ・協議会の専門部会の設置数
 - ・協議会の専門部会の実施回数

1 第7期計画の目標値

(1) 基幹相談支援センターの設置

平成25年4月に障がい者総合相談窓口への基幹相談支援機能を付与することで、相談支援体制の充実・強化等の数値目標達成に向けた取り組みを実施してきました。今後は、基幹相談支援センターの設置のあり方等を研究し、設置に努めます。

くに目標値	市目標値		備考
	令和8年度末	令和11年度末	
基幹相談支援センターの設置の有無	あり	あり	年度末における目標値

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを設置するまでの間は、基幹相談支援機能を有する障がい者総合相談窓口において、地域の相談支援体制の強化の取組を行うものとし、その取組の見込件数等を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	ねんど 令和9～11年度	
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	15件	まいとし 毎年の もくひょうち 目標値
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	12件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	30件	30件	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6件	6件	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

地域自立支援協議会相談部会にサービス提供担当者などの支援関係者を加え、個別事例の検討を行います。この個別事例の検討の実施回数の見込等を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	し もくひょうち 市の目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	ねんど 令和9～11年度	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	まいとし 毎年の もくひょうち 目標値
参加事業者・機関数	23事業者	23事業者	
専門部会の設置数	6部会	6部会	
専門部会の実施回数	12回	12回	

2 関連する障がい福祉サービス等

重層的な相談支援体制による相談機能の充実

- ・日中活動系サービス(P109)
- ・相談支援(P116)
- ・相談支援事業(P129)

基幹障がい者相談支援センターを中心とした関係機関との連携による相談機能の強化

- ・相談支援事業(P129)
- ・関係機関との連携(P145)

相談支援体制の充実・強化

身近な地域の相談窓口の充実

- ・相談支援事業(P129)
- ・関係機関との連携(P145)

福相談支援専門員の安定的確保と質の向上

- ・相談支援(P116)
- ・相談支援事業(P129)

第7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 障がい福祉サービスに係る各種研修の活用
 - ・県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
 - ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

1 第7期計画の目標値

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

国目標値	市目標値		備考
	令和8年度	令和11年度	
県が実施する研修への市職員参加人数	1人	1人	

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

国目標値	市目標値		備考
	令和8年度	令和11年度	
システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数	あり(1回以上)	あり(1回以上)	

2 関連する障がい福祉サービス等

けんおよ しょうがいふくし えいぎょうじぎょうしょ
県及び障害福祉サービス影響事業所との
れんけい
連携

かんけいきかん れんけい
・関係機関との連携(P145)

しょう しょうがいふくし
障がい福祉サー
ビス等の質の
こうじょう はか
向上を図るため
とりくみ かか
の取組に係る
たいせい こうちく
体制の構築

しんさしはらいきかん れんけい
審査支払機関との連携

かんけいきかん れんけい
・関係機関との連携(P145)